

令和6年3月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)
地域名 (地域内農業集落名)	北津田町 (北津田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

湿地対策、水漏れ対策など基盤整備の拡充が必要。  
 獣害対策(特に猪)への取り組み

(2) 地域における農業の将来の在り方

・麦、米を主要作物としつつ、大豆、黒豆を含め高品質で収穫の拡大に努める。併せて新規作物のかぼちゃやキャベツなども耕作する。  
 ・麦、大豆の生産については集落営農団体である営農組合が行い、米、かぼちゃ、キャベツなどの作物の生産については個人である認定農業者と営農組合生産共同体部会で行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集積:後継者なしの耕作地を北津田営農組合生産共同体部会が取り込む。 集約:同一担い手の隣り合う耕作地を一枚の耕作地にする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
湿地対策としては、暗渠排水、水漏れ対策としては畦と溝の再整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や生産共同体の新設を行う。生産共同体は、主に稲作を専門とし独立した共同体として設立し、収益を出す体質としてから、営農組合に部会として組み込む。当初は2名、段階的に5名程度まで増員し、耕作経験を積んでもらう。 有機栽培への取り組みを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業については島学区営農組合への委託を進める。 麦、野菜の除草剤等大型機械が必要な時、併せて、大豆の収穫等は、大中の大規模農家に作業委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①猪柵の設置と電気柵の設置
- ②米の元肥として牛糞の投入を推進する。野菜や麦の元肥として緑肥野菜の栽培と堀込を行う。
- ⑧向山にある第2クリンセンタ跡地に乾燥糶摺の設備を整備し、そこで一括に乾燥糶摺を行う。